

3-1 多量排出事業者及び建設業者に対する指導要綱

名称	多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱	建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱
制定年月	平成13年4月	平成20年1月
目的	産業廃棄物を多量に排出しようとする事業者に対する産業廃棄物の排出管理、適正処理及び減量化	建設工事等の施工に伴って生じる産業廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量及び適正処理の確保
対象	新設、新增設等による産業廃棄物の発生量が1,000t以上/年の事業を実施しようとする者（建設業及び廃棄物処理業に係る事業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の発注者、元請業者、下請業者及び処分業者
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物予測評価書の策定及び提出 ・産業廃棄物処理実績報告書の提出 ・産業廃棄物の排出管理、適正管理及び減量化に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生の抑制及び排出の抑制並びに再生利用等による減量及び適正処理に関する指導 ・府の区域内に営業所を有する資本金3億円以上の総合工事業者に対し、特定建設廃棄物処理実績報告書の提出
備考		

3－2 大阪府リサイクル社会推進会議の概要

目的	リサイクル社会の形成に向けた各種事業活動の推進
事業	(1) リサイクル社会の形成のための提言 (2) リサイクル社会の形成に関する調査・研究 (3) リサイクル社会の形成のための啓発活動 (4) その他、この会議の目的を達成するために必要な事業
構成	会員 81団体 行 政 57団体（府、市町村、事務組合） 住民団体 13団体（消費者・婦人・労働団体等） 事業者団体 11団体（経済・流通団体等）
組織	総会—幹事会—部会 事業推進部会 企画調査部会